

たけせ社会保険労務士事務所

Monthly report



長時間労働につながる商慣行の実態～ 中小企業庁調査から

中小企業庁が、「繁忙期対応」や「短納期対応」における長時間労働につながる商慣行についての実態調査を行い、その結果を公表しました。

調査は昨年 12 月 3 日～13 日に 7,642 社の中小企業に対して Web によるアンケートで行われ、2,537 社から回答を得てまとめられたものです。

公表された結果の概要は以下の通りです。

◆繁忙期、短納期受注の発生状況

- ・繁忙期は約 7 割の企業で発生し、特に建設業、食料品製造業、紙・紙加工品産業、印刷産業、トラック運送業・倉庫業では 8 割超の企業で発生している。
- ・短納期受注は 6 割の企業で発生（直近 1 年間）し、特に紙・紙加工品産業、印刷産業、半導体・半導体製造装置産業、電気・情報通信機器産業では 8 割超の企業で発生している。
- ・繁忙期／短納期受注の主要取引先として最も回答が多い業種は、大半の業種で同業種であるとの回答が多い。一方、食料品製造業、紙・紙加工品産業、素形材産業、技術サービス産業、卸売業では、他業種が主要取引先として最も回答が多い。

◆繁忙期、短納期受注の発生要因

- ・繁忙期の発生理由は、約 5 割の企業が「季節的な要因」と回答。短納期受注については、約 8 割の企業が「取引先からの要望」と回答している。

- ・繁忙期／短納期受注の発生要因について、取引上の問題としての課題を整理すると、「年末・年度末集中」や、「納期のしわ寄せ」、「多頻度配送・在庫負担・即日納入」といった問題のある受発注方法と、そうした「問題のある受発注方法が常態化」していることが、取引上の課題として挙げられている。

◆残業時間への影響

- ・繁忙期対応によって 8 割、短納期受注によって 6 割の企業が、従業員の平均残業時間が「増加する」と回答している。

繁忙期の発生要因として、「小売業の品切れ＝メーカーの責任という考え方が強く、即時対応が常態化している」「親会社の働き方改革により年末年始に発注が集中」といった納期の集中や、「調剤薬局に一日多数回の配送を求められる」など、事業主の生の声や、業種・地域別の詳細なデータも公表されています。残業時間の削減など、働き方改革の実現に向けた改善策を検討するための参考にもなりそうです。

【参考】中小企業庁「長時間労働に繋がる商慣行に関する WEB 調査結果概要」(PDF)

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/190304shoukanshu_chousa1.pdf

深刻化する「引越し難民」への対策は？

◆「引越し難民」とは？

毎年 3 月から 4 月は、異動による転勤や進学、就職などにより引越しの依頼が集中し、引越し業者は繁忙期に入ります。近年、業界全体のトラック運転者の人手不足や働き方改革への取

組みによる受入れ件数の抑制などの影響により、「引越し業者が見つからない」「希望する日程で引越しができない」といった「引越し難民」が相次ぎ、問題が深刻化しています。

◆国や業界団体が呼掛け

国土交通省と業界団体は、「引越し難民」発生防止策として、大手引越し会社の今春の予約状況を公表し、引越し時期の分散（「2月または4月中旬以降」に検討）を呼び掛けました。その結果、昨年よりも2月から3月上旬の予約件数が増えたことが明らかになりました。

◆企業側の対応策

国土交通省は、4月に異動をする職員を対象に業務の支障のない範囲で、4月8日以降に勤務開始日を後ろにずらすことを認める方針を示しました。企業側の対応策としても、引越し業者の繁忙期は他の時期に比べ料金が高くなることが多いことから、異動による転勤の時期をずらして引越しにかかる費用を抑える動きが出てきているようです。

◆ドライバー不足が深刻

国土交通省によると、トラックドライバーの有効求人倍率は3.03倍（2019年1月時点）と、人手不足は深刻な状況です。引越し業界では、繁忙期のドライバーや作業員の確保が難しくなっています。

企業で転勤に伴う引越しを要する従業員がいる場合は、早めにスケジュールを立てることや繁忙期を避けることを検討してみてもいいでしょうか。

障害者雇用をめぐる最近の動き

◆平成30年4月からの障害者雇用率制度

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、平成30年4月1日から次のように変わっています。民間企業 2.0%→2.2%。国、地方公共団体等 2.3%→2.5%。都道府県等の教育委員会 2.2%→2.4%。

◆障害者雇用率未達成の省庁は予算減額

民間企業では、障害者雇用率を達成すると、超過人数1人につき月2.7万円の調整金が支給されます。一方、未達成の場合は、不足人数1人につき月5万円の納付金が徴収されます。このペナルティーが民間企業だけにあり、国等の機関にないのは不公平だとの批判が以前からありました。

政府は来年度から、法定雇用率を達成できなかった省庁の予算を減額する方針を決めました。国の機関では不足1人につき、翌年度の予算から60万円を減額します。減額対象の予算項目は備品購入などに充てられる「庁費」とします。

◆障害者手帳のカード化、自治体判断で4月から

厚生労働省は、以前から障害者手帳をカード化する方針を打ち出していましたが、この4月にも省令を改正し、各自治体の判断で障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をカード化できるようにする方針を決めました。現在の身体障害者手帳は縦11.4センチ、横7.5センチで、「持ち運びしにくく、劣化しやすい」など、障害者などからカード型に変更するよう求める声がありました。カード型の手帳は耐久性のあるプラスチックなどの素材を利用し、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさにします。また、カードに氏名や住所、障害の度合いなどを記載します。



事務所よりひと言

新年度がスタートしました。来月からの新元号が「令和」と決まり、また新紙幣のイメージも発表されました。聖徳太子他の2世代古いお札を保管しているのですが、1万円札を使わずにいるのは大変です！さらに福沢諭吉まで保管するのは厳しいので、これを機に聖徳太子も使ってしまうかなあと考えているところです。（武瀬）